

平成 29 年

第 9 回 飯 館 村 議 会 定 例 会 会 議 録

自 平成 29 年 8 月 28 日
至 平成 29 年 9 月 8 日

飯 館 村 議 会



平成29年第9回飯館村議会定例会会期日程（案）

（会期12日間）

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	8. 28	月	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	8. 29	火	休 会		議案調査
第3日	8. 30	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1番）
第4日	8. 31	木	休 会		議案調査
第5日	9. 1	金	休 会		議案調査
第6日	9. 2	土	休 会		議案調査
第7日	9. 3	日	休 会		議案調査
第8日	9. 4	月	決算審査 特別委員会	午前9時	平成28年度一般会計及び各特別会計 決算審査
第9日	9. 5	火	決算審査 特別委員会	午前10時	平成28年度一般会計及び各特別会計 決算審査
第10日	9. 6	水	休 会		議案調査
第11日	9. 7	木	休 会		議案調査
第12日	9. 8	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉会



平成29年8月28日

平成29年第9回飯館村議会定例会会議録（第1号）

()

()

平成29年第9回飯館村議会定例会会議録(第1号)						
招集年月日	平成29年8月28日(月曜日)					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成29年8月28日 午前10時00分				
	閉議	平成29年8月28日 午前11時40分				
応(不応)及び 招議出席議員並 出席議員に欠席 議員 出席8名 欠席1名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招欠 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	相良弘	○	2	高野孝一	○
	3	渡邊計	○	4	菅野新一	○
	5	北原経	○	6	松下義喜	○
	7	伊東利	○	8		
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	△
署名議員	3番 渡邊 計		4番 菅野 新一		5番 北原 経	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 北原美樹		書記 草野健太郎	
地方自治法の 第121条より 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齋藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	教育長	中井田榮	○	教育課長	村山宏行	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会会長	菅野宗夫	○	農業委員会局長	石井秀徳	○
選挙管理委員会 委員長	高野京子		選挙管理委員会 書記長	愛澤伸一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年8月28日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

副議長（飯樋善二郎君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会全日程につきましては、議長が欠席となりますので、大変僭越ではありますが、私がかわって務めさせていただきますけれども、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。

ただいまの出席議員8名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第9回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

副議長（飯樋善二郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

副議長（飯樋善二郎君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件6件、決算認定案件6件、条例案件5件、その他案件2件、計19件であります。

次に、本定例会までに受理しました陳情はお手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託されました。

次に、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会から、所管事務調査についてお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、議会運営委員会が8月23日に本定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため開催されております。

今期定例会の一般質問の通告は1名の議員から、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から7月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、大谷友孝議長から、体調不良のため本定例会を欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

副議長（飯樋善二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって3番 渡邊 計君、4番 菅野新一君、5番 北原 経君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

副議長（飯樋善二郎君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月8日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月8日までの12日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

副議長（飯樋善二郎君） 日程第3、村長提出の議案第79号から議案第97号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成29年第9回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、6月定例議会以降の村政の主な動きを申し上げます。

まず、「避難指示解除後の現状と課題」でございます。

帰還困難区域を除き避難指示が解除されてから、5カ月が経過いたしました。徐々にではありますが帰村する村民がふえてきており、8月20日現在の帰還状況は、188世帯400人となっております。帰還率は7%程度ですが、村内でなりわい農業として、畜産、花卉、野菜などの営農再開をされた方、また、生きがい農業支援による営農活動を始められた方、事業所等の再開に向けた動き、さらには宿泊体験館「きこり」の宿泊再開など、村内の活気も少しずつ取り戻しつつあります。また、学校再開に向けた学校等の工事のほうも、当初おくれ気味でありましたが、現在はほぼ工程どおり順調に進んでおります。

帰村に際し課題の1つでありました「在宅介護サービス」についてですが、川俣町とか伊達市の介護事業所と協議が整いまして、村内でホームヘルプサービスが実施されているところであります。

なお、村内にヘルパー派遣のための交通費の支援については、現在要綱を整備中です。

また、いいたてクリニックの一部を利用しての「サポートセンター」についても、9月からのオープンに向け、魅力ある事業の展開と参加を希望する村民の取りまとめなど、現在事業主体となる村社会福祉協議会と詰めを行っているところであります。

なお、共同店舗については、旧テレサの土地と建物を取得し、改修整備をするための予算を、この9月定例議会に提出しておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

次に、道の駅「までい館」のオープンについてでございます。

村の復興拠点施設として整備してまいりました道の駅「いいたて村の道の駅までい館」の起工式を8月11日にとり行いました。

当日は、長沢復興副大臣、飯樋村議会副議長、島副知事など多くのご来賓のもとに、テープカット、ブロンズ像の除幕、村のゆるキャラ「イイタネちゃん」のお披露目など、盛大に開催をしたところでございます。

また、翌12日にはオープンセレモニーを開催し、各ブースとも終日超満員の盛況で、約7,500人の来場者がありました。

「までい館」は、何といたってもホール内に「天井からつり下がった花玉」ということであります。「施設内に併設されたコンビニ」あるいは「花卉栽培施設」、前庭に設置した「ブロンズ像」などが一体的に整備され、他の道の駅には見られない特徴を持った施設といえます。

なお、今後の運営に当たっては、「までの精神」を基本として村の情報の発信基地と交流の拠点施設としての役割をしっかりと果たしていくこと。あわせて施設の安定した健全経営に向け、役職員一同さらに研さんに努め、来場者に愛され、親しまれる施設を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、「草野小、飯樋小、白石小の3つの小学校の統合時期」についてでございます。

今後のスケジュールですが、学校再開時期である平成30年4月から1年間については、今までどおり3つの小学校を維持し、平成31年4月からは1校に統合したいと考えております。

なお、学校の名称については、今後教育委員会など関係機関で検討し決定してまいります。また、制服については、現在著名なデザイナーに依頼しており、子供たちの意見なども参考にしながら、近々決定していきたいと思っております。

次に、「任期満了に伴う村議会議員選挙」でございます。

9月14日告示、9月24日投票で実施されますが、現職の皆さんはそれぞれ原発事故による全村避難から6年半にわたり、村と村民の復興・再生のために昼夜を問わず懸命に取り組んでいただきました。おかげをもちまして、今年の3月末に長かった避難生活も「帰還困難区域」を除き避難指示が解除されたところであります。改めて議員各位の原発事故直後から現在までのたゆまぬ議員活動に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

今回、任期満了をもって勇退される方、また引き続き議員を目指される方、それぞれ歩まれる道は異なることと思いますが、引き続き大所高所から村の復興・再生のためにご指導ご支援のほど、心よりお願いするものでございます。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず、総務課関係ですが、平成28年度末をもって消防団を退職された7名に退職報償金を交付しております。

次に、九州北部豪雨により被災した「日本で最も美しい村連合」の加盟市町村に募金をいたしましたところ、27万円ほどの見舞金が集まりましたので贈らせていただいております。

次に、8月6日に、ふれ愛館で福島県消防協会相馬支部幹部大会が開催されております。相馬地方の消防関係者250人余りが出席し、防火、防災への決意を新たにいたしましたところでございます。

次に、住民課関係です。

初めに、村内の防犯強化のため、村防犯指導隊を編成しました。

6月22日に出発式を行い、8月からは21名の隊員が本格的に村内の防犯巡回パトロールを行っているところであります。

次に、「おかえりなさい補助金」ですが、7月31日現在137件の申請がございました。

また、浄化槽設置整備事業ですが、これも7月31日現在36件の申請があり、うち新築家屋に係る申請は24件であります。

次に、税関係です。

初めに、税の課税状況ですが、7月31日現在で村民税が313人、固定資産税が166件、軽自動車税が3,259台、国民健康保険税が6件となっております。

国民健康保険税については、10月1日より上位所得層の世帯が課税対象となるため、課税件数は増加する見込みでございます。

また、7月31日現在で10件の家屋評価を実施しているところでございます。

次に、飯野支所でございます。

避難指示解除から丸4カ月が経過いたしました。8月20日現在の村民の帰還及び避難状況ですが、村に帰還した方は、先ほども申しましたが、188世帯で400人、被災後転入した方が26人、未避難者といいたてホームの入居者というのがございましたので、合わせますと飯館村に居住している方は、現在240世帯466人ということになります。

避難を継続している方は、県外避難者は現在313人。そして、県内のほうは、福島市が3,332人、伊達市に462人、川俣町に448人、南相馬市に389人、相馬市に314人などでありまして、合わせて5,197人ということになります。

健康福祉課関係であります。

初めに、集団総合健診をやったわけでありましたが、その結果説明会を7月に開催しましたところ、102名に参加していただきました。

また、今回受診されなかった方に対しては、医療機関等での健診を勧めるよう、さらに受診率の向上に努めているところであります。

次に、帰村された方の憩いの場、交流機会の確保等を目的に準備を進めてまいりましたサポートセンター、先ほども話しましたが、9月1日から村社会福祉協議会の運営をお願いをして、いいたてクリニックで開始することになりました。多くの方々にご利用いただけるよう事業の創意工夫に努めるなど、周知を図ってまいります。

次に、いいたてクリニックであります。昨年の9月から、毎週火曜と木曜の午前中に診療を行っていただきましたが、利用者もだんだんふえて、1日当たりの利用者は約5名となっているところであります。

診療日程については、利用者の状況を見ながら、随時対応してまいりたいと思っております。

次に、介護保険料については、10月1日より避難指示が解除された区域の所得の高い方の被保険者が課税対象となるため、課税件数は増加する見込みでございます。

次に、復興対策課です。

まず農政関係ですが、今年の3月に和牛繁殖農家が家畜市場に子牛1頭を初めて出荷したのを皮切りに、7月に深谷地区のサヤインゲン、松塚地区のカスミソウが、それぞれ出

荷を再開しております。

野菜などについては、県の緊急時モニタリング検査を受けての出荷再開で、現在ブルーベリー、ナス、バレイショなどについても、順次検査を受けております。今後、トルコギキョウ、アルストロメリアなどの花卉類と並行して、食用農産物の販売再開も進んでいくものと期待しているところであります。

次に、「農地を守る」取り組みですが、7月末までに村内19地区で農業復興組合の設立が完了いたしまして、農用地の保全管理が行われているところであります。

なお、保全に必要な機械の導入や作業労賃については、中山間事業や福島県営農再開支援事業等の補助事業を活用しているところであります。

次に、「生きがい農業」の取り組みですが、今年度に創設した「農による生きがい再生支援事業」に7月までに87件の申請があり、家庭菜園等に必要な管理機やパイプハウスなどの導入が進められているところであります。

さらに「なりわい農業」であります。県の「原子力被災12市町村農業者支援事業」いわゆる4分の3補助事業であります。これについては、7月末までに23件が事業採択されております。引き続き18件の追加申請を行っておるところでありまして、さらに25件以上の方から次年度に向けての相談を受けているところでございます。

さらに、被災地域農業復興総合支援事業により7件の施設や機器等の導入を進めており、合わせて70件以上の方が販売を目的とした農業の再開に取り組んでいただいているところであります。

また、現在、数地区において、集落全体を見渡した農業再開にかかわる話し合いが進められており、計画がまとまり次第、農業再開に必要な用排水路や暗渠などの修繕などについて、国、県との協議を進めていくこととしているところであります。

林業関係ですが、5月から、あいの沢周辺で里山再生モデル事業や村による森林多面的機能発揮交付金事業等のモデル事業に取り組みを進めているところであります。

また、いぐね伐採材の運搬、集積については、今年度も事業を継続しているところであります。

次に、鳥獣被害対策関係では、7月までにイノシシ54頭を駆除しました。また、村内で農業にかかわる方の圃場については、ご希望に応じて順次、電気牧柵や猿対策用フェンスを設置しております。

次に、除染関係ですが、昨年度までに除染同意をいただいた宅地、農地、森林、道路等の面的除染については、事業をほぼ完了しているところであります。農地の地力回復工事は、63%程度まで現在進んでおり、10月末までには完了となる見込みでございます。

一方で、4月以降、帰村や一時帰宅の方がふえており、除染への不満や要望の声が寄せられているのも事実でありまして、要望に寄り添いながら、順次対応してまいりたいと思っております。

次に、「片づけごみ」であります。国による屋内ごみ及び農林系のごみや長尺物については、4月中旬から受付、回収が始まっておりまして、環境省からは、これまで3年にわたりやっていたいただいたわけではありますが、今年度限りという方針が示されておりますの

で、村民にはこの機会を逃さないように周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、商工労政関係であります。

「飲料水安全確保対策事業」の井戸掘削などがありますが、21件の補助申請があり、順次事業を進めているところであります。

次に、宿泊体験館「きこり」の宿泊状況ですが、7月までの宿泊者数は518人となっております。

また、入浴施設は、昨年3月から7月までに1,809人が利用し、村民の憩いの場、交流の場となっているところでございます。

なお、村民以外の宿泊については、国の「一時宿泊施設運営事業交付金」を活用しているため、村民以外の宿泊利用は認められておりませんでした。国に「柔軟な対応」をしていただきたいという申し入れを行った結果、国の特段の取り計らいにより7月13日から認められることになっております。

今後、村内外にPRをしながら、「きこり」を拠点とした交流人口の拡大を図ってまいりたいと思っております。

次に、建設課関係です。

まず、村営住宅ですが、大谷地住宅は、1期目8戸、そして2期工事が8戸で、計16戸のうち14戸に今入居決定しております。残り2戸については、随時入居の受け付けを行っております。既存の住宅であります。51戸が入居可能でありまして、現在23戸は入居決定しております。残り28戸についても随時入居の受付を行っているところであります。

深谷公営住宅は、現在造成工事を進めており、今年度ちょっと越えるかもしれませんが、15戸を建設する予定になっております。

昇口舗装ですが、全体644件の申し込みに対し、254件がもう実施済みでありまして、今年度計画箇所199件中、完了が60件、発注済みが133件で、全体の進捗率が約49%でございます。

次に、長泥、蕨平、比曾、前田・八和木の4行政区にかかわる飲料水安全確保対策交付金事業については、要望件数が88件中、43件が実施済みで、今年度実施予定の45件中、16件が発注済みで、残りの29件については、帰還困難区域の長泥地区11件を除き、今年度完了する見込みでございます。

次に、家屋解体ですが、全体で1,366件の申請がありまして、昨年度までに599件が完了し、今年度は532件が発注済みであります。今年度の完了が60件で、全体の進捗率は約48%になっているところであります。そういうことで、約半分ということになりますから、まだこれから、そして来年度に事業が続くものと考えております。

次に、災害関係ですが、東日本大震災による、ため池4カ所と農業集落排水施設の災害査定が行われておりまして、また、各行政区からも被害報告が多く寄せられているところであります。

公共性のある農業用施設については、加速化交付金などによって復旧を予定しておりますが、農地などの個人の被害については、国の補助事業が該当しないため村単独での復旧も計画をしているところであります。

現在モデル地区として、二枚橋・須萱地区、関根・松塚地区で、農業用排水路の土砂上げ、頭首工の機能回復工事、農地の暗渠排水工事を、加速化交付金などの事業により実施中であります。

その他の地区については、地区ごとの営農計画にあわせて順次これから進めてまいりたいと思っております。

次に、教育課関係です。

まず、学校再開に向けた建設工事は、おおむね順調に推移しております。平成30年4月の学校再開に支障が生じないよう現場管理に努めてまいりたいと思っております。

次に、平成30年の学校再開に向けた第1回就学意向調査を行っております。今回の調査は、本来であれば村の学校に通うであろう中学2年生以下の児童生徒736名の全員を対象に、記名での回答を求める方式で実施したものです。

また、調査とあわせて、村の教育方針や各種支援策などもまとめてパンフレットにして、この736名に送っているところであります。

回答につきましては現在集計をしておりますので、まとまり次第議会の皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。なお、現在村の学校に通っている児童生徒で未回答の方も結構おりますので、回答を呼びかけるとともに、2学期に入りましたら早速保護者説明会を開催したいと考えておまして、1人でも多くの児童生徒に村の学校に通っていただけるよう努めていきたいと思っております。

次に、夏休み中の動きでございますが、教職員を対象にした研修会を開かせていただいております。

研修会では、「これからの教育会の変化を見据えて」と題して、福島県教育庁の高橋教育総務課長にご講演いただいたほか、「これからの飯館村について」ということで、作家の柳田邦男さんや、木幡前福島復興局長から、教育を切り口とした村の復興についてのお話を伺ったところであります。

また、教育課程編成委員会の各部会からの中間報告などを聞く機会もつくりまして、内容の濃い研修となったところであります。

4年目を迎えた上智大学との交流事業により、今年も28名の学生に来ていただきまして、村塾の支援にかかわっていただき、子供たちの個別指導による学習の充実を図ったところでございます。

次に、PTAによる「夏のレクリエーション」が8月19日に中学校を会場に開催されました。「いいたてっ子夏祭り」と「盆踊り」を合わせたイベントでありまして、流しそうめんなどで、幼・小・中の子供たちが保護者と一緒に楽しむ姿が見られたところであります。

次に、生涯学習課関係であります。

6月25日に第6回思いやりまでいピンポン交流会を開催し、72名の参加がありました。

また、6月28日には、草野第1第2老人クラブ合同の喜寿祝いがあり、6名の方に褒賞を授与し、長寿を祝ったところでございます。

7月9日には、スポーツクラブ主催による「カヌー教室」が二本松市で開催され、13名

に参加していただきました。

次に、7月21日から24日に沖縄までの旅が実施され、小学校6年生26名が、命や自然環境の大切さを学んだところでございます。

また、交流先の沖縄県読谷村には、ちょうど岐阜県白川村の子供たちも来ていたことから、村がこれまで4年間にわたってお年寄りたちの支援事業でお世話になったわけですが、その御礼をするとともに、3つの村の子供たちが沖縄で交流することができたということでございます。

また、中学校のほうですが、7月26日から8月4日に、未来への翼カナダ研修を中学生15人が、カナダのバンクーバー市で農業体験やホームステイなどを体験してきたところであります。

また、8月11、12日には、大玉村フォレストパーク「子どもキャンプ」を実施し、20人の参加。8月20日には、「村民グラウンド・ゴルフスポーツ交流会」を仮設中学校で行いまして、81名のグラウンドゴルフ愛好家の方の参加があったところであります。

それでは、提出しました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第79号は平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第5号）です。

既定予算総額に7億5,292万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を225億2,778万2,000円としたところでございます。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に7,677万6,000円、民生費の社会福祉費に1,678万5,000円、衛生費の清掃費に1,128万円、農林水産業費の農業費に1億9,256万3,000円、商工費に4億3,043万3,000円、土木費の河川費に1,524万8,000円、教育費の教育総務費に592万1,000円と保健体育費に257万2,000円を計上したところであります。

歳入は、地方交付税、国、県支出金、寄附金、繰入金などを充てているところでございます。

議案第80号は平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。既定予算の総額に155万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を14億8,192万4,000円としたところでございます。

議案第81号は平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。既定予算総額に2万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億4,876万3,000円といたしました。

議案第82号は平成29年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。既定予算総額に236万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億8,099万9,000円としたところでございます。

議案第83号は平成29年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。既定予算総額に6,098万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を10億6,186万8,000円といたしました。

議案第84号は平成29年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。既定予算総額から3,939万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2,928万4,000円といたしました。

議案第85号から議案第90号までは平成28年度飯館村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

一般会計の決算額は、歳入総額111億1,339万1,857円です。そして、歳出の総額は103億1,530万4,527円でありまして、歳入歳出差し引きが7億9,808万7,330円の黒字決算であります。そのうち、繰越明許費と事故繰り越し額の財源とすべき4億2,029万7,000円を差し引いた実質収支は3億7,779万330円でございます。その中から財政調整基金に2億円を積み立てているところでございます。

次に、議案第91号は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、条例の別表に掲載されていなかった4つの審議会委員を追加で掲載し、1日当たりの報酬額を5,000円に定めるものでございます。

議案第92号は飯館村公告式条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、飯館村役場飯野支所の敷地内に設置されている掲示場について、平成30年3月31日をもって廃止するというものでございます。

議案第93号は東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、避難指示が解除された区域の上位所得層の世帯について、減免の適用を除外するものであります。

議案第94号は東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、避難指示が解除された区域の所得額が633万円以上の被保険者について、保険料減免の適用を除外するものであります。

議案第95号は飯館村役場飯野支所設置条例を廃止する条例でございます。これは、平成28年7月1日に設置した飯館村役場飯野支所について、その機能を本庁に集約し、村民への全庁的な支援体制を強化するため、平成30年3月31日をもって飯館村役場飯野支所を廃止するというものでございます。

議案第96号は被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（13区トマト栽培用耐候性ハウス）請負契約についてでございます。8月4日に5社による指名競争入札を行った結果、大内わら工品株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。

なお、契約金額は1億4,418万円でございます。

議案第97号は被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（7区肉用牛用施設）請負契約についてでございます。8月4日に5社による指名競争入札を行った結果、株式会社アシストジャパンが落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。

なお、契約金額は9,720万円でございます。

以上が、きょう提出しました議案の概要であります。よろしくご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。

◎休憩の宣告

副議長（飯樋善二郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前10時42分)

◎再開の宣告

副議長(飯樋善二郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時36分)

◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

副議長(飯樋善二郎君) 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第85号「平成28年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第86号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第87号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第88号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第89号「平成28年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第90号「平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上の6議案については、飯館村議会委員会条例第5条の規定によって6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第85号から議案第90号までの6議案については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

副議長(飯樋善二郎君) 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、1番 相良 弘君、2番 高野孝一君、3番 渡邊計君、4番 菅野新一君、5番 北原 経君、6番 松下義喜君、以上6人を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時40分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年8月28日

飯 館 村 議 会 副 議 長 飯 桶 善 二 郎

同 会議録署名議員 渡 邊 計

同 会議録署名議員 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 北 原 経

()

()

平成29年8月30日

平成29年第9回飯館村議会定例会会議録（第2号）

平成29年第9回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成29年8月30日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成29年8月30日 午前10時00分				
	閉議	平成29年8月30日 午前10時28分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席8名 欠席1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	相良 弘	○	2	高野 孝一	○
	3	渡邊 計	○	4	菅野 新一	○
	5	北原 経	○	6	松下 義喜	○
	7	伊東 利	○	8		
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	△
署名議員	6番 松下 義喜		7番 伊東 利		1番 相良 弘	
職務出席者	事務局長 但野 正行		書記 北原 美樹		書記 高野 琢子	
地方自治法の 第121条のた め規定によ り出席した 者の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	愛澤 伸一	○	住民課長	細川 亨	○
	健康福祉課長	齊藤 修一	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	建設課長	高橋 祐一	○	飯野支所長	高橋 正文	○
	教育長	中井田 榮	○	教育課長	村山 宏行	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	代表監査委員	高橋 賢治	
	農業委員会会長	菅野 宗夫	○	農業委員会局長	石井 秀徳	○
選挙管理委員会 委員長	高野 京子		選挙管理委員会 書記	愛澤 伸一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年8月30日(水)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問(通告順1番)

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

副議長（飯樋善二郎君） 本日の出席議員 8 名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎諸般の報告

副議長（飯樋善二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

8 月 28 日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に松下義喜委員、副委員長に菅野新一委員を選任した旨の報告がありました。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

副議長（飯樋善二郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、6 番 松下義喜君、7 番 伊東利君、1 番 相良 弘君を指名します。

◎日程第 2、一般質問

副議長（飯樋善二郎君） 日程第 2、一般質問を行います。

1 番 相良 弘君の発言を許します。

1 番（相良 弘君） それでは、私から 2 点ほど質問させていただきます。

まず最初に、デマンド交通の導入についてお伺いいたします。

今年 3 月、帰還困難区域を除きまして避難指示が解除されましたが、帰村した村民は高齢者が多くを占めております。当然、高齢者の中には運転免許のない者が多くおり、唯一の交通機関は県道を走行する路線バスのみであります。

以前、村ではデマンド交通も検討するとのことでしたが、飯舘村の交通事情を考えた場合、玄関から目的地まで送迎するデマンド交通を本格的に検討すべきではないかと思えます。目的地を村内の公共施設に限定した運行ができないものか、村の考えをお伺いいたします。

2 点目は、村内小学校の利活用についてであります。

飯舘村の小中一貫校、認定こども園は平成 30 年 4 月開校予定ですが、現在村内の 3 つの小学校、草野小学校、飯樋小学校、白石小学校は、今後どのような利活用をする計画なのかお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 1 番議員、相良 弘議員のご質問にお答えをさせていただきます。

質問の 1 点目ではありますが、デマンド交通の導入についての質問であります。高齢者の足の手段をどうするかという、大変重要な質問をしていただきました。

村では、復興計画第 5 版の中に地域公共交通とあわせた村内巡回バスの運行について記述をしております。ですから、帰村した村民の交通手段確保については、復興に向けて、

どうしてもやはり必要な事項だという考え方はしっかりと持っているところでございます。

現在、村内における交通対策としては、元気村民が交通手段のない村民を送迎する地域お助け合い事業、これは以前からやっております、大変あるところではうまくいった事業でございますが、これを再度利活用を進めていこう、こういう考え方でいたわけではありますが、このたび、新たに国の支援によりまして9月1日のサポートセンターのオープンを予定しておりますが、その内容であります、10人乗りのワゴン車を使用した自宅からサポートセンターまでの送迎事業が、社会福祉協議会に委託をしましてスタートする予定でございます。この事業をうまく活用させてもらって、役場や農協などの公共施設や、あるいは道の駅とかコンビニなどにも立ち寄ることで、当面個人の足の確保を図っていこうと、考えているところであります。

いずれにいたしましても、今後仮設住宅の使用期間終了というのは平成31年3月末をもってというのが出ておりますので、帰村者がだんだんふえてくるのではないかと、その場合、村内交通手段の確保はさらに重要度を増してくると、こんなふうに考えておりました、交通手段の確保対象を村内全域とした場合、各地区の集会場のような定まった場所を回ってあるだけではなくて、自宅玄関までの送迎ができる今回のような仕組みも必要とされるところであります。さらに、村内には役場や診療所もあったり、交流センター、道の駅などの住民の生活にとって重要な施設もありますので、これらを結ぶ交通手段というのにも必要でありましょう。

ということで、このデマンド交通的な運行については、今後、財源を初め、人員や車両の確保、ダイヤの設定などの課題もありますので、国や県とも相談しながら、随時そういう形で取り組んでいきたいものだと、このように考えておりますが、当面9月1日のサポートセンターのオープンに合わせての、いわゆる送迎事業で乗り切っていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

他の質問は担当からお答えさせていただきます。

教育長（中井田 榮君） 私からは、3小学校の活用についてお答えをさせていただきます。

まず、学校再開に向けた施設の整備に関しましては、梅雨明け宣言以降の長雨の影響から若干のおくれが出ておりますが、おおむね順調に進んでおります。今後も安全に注意しながら、平成30年4月の学校再開に向けて鋭意整備を進めてまいります。

さて、ご質問の、各小学校施設の利活用についてであります、各小学校は貴重な村の行政財産でありますし、将来村民が戻って児童、生徒数がふえた場合に備え、基本的には各学校施設については改修を予定しております。ただし、プールなど単独での維持が難しい施設や老朽化が著しい施設は解体の予定でございます。

昨年、学校施設の改修について検討いただきました飯館中学校改修推進委員会では、今進めております中学校の改修計画の答申に加え、各小学校施設の活用についても提案をいただきました。それによりますと、草野小学校については文化財の保管、展示など、公民館の分館的施設としての利用、飯樋小学校につきましては飯樋地区のコミュニティ

ーセンターやデイサービスなどへの利用を、臼石小学校につきましては大学等の合宿やNPOなどの事業所に活用してはといった提案がされております。

なお、現在具体的な活用計画は進んでおりませんが、各小学校は地域のコミュニティーの中心的施設でありますので、利活用の際には、議会を初め行政区などとも相談の上、村としても有効活用の模索をしてみたいと考えております。

1 番（相良 弘君） デマンド交通の導入については積極的ではないように見受けられますけれども、飯舘村には最適な交通手段ではないかと私は考えております。

このデマンド交通の発祥の地は、旧小高町でございます。小高町では、県内外から年間に60から70の団体が視察研修に来ております。その研修した人たちの意見を聞いてみますと、現在福祉バスとかいろいろな手段でやっているんですけども、なかなか効果があるように上がっていないということで研修に来たんだということでございました。

このデマンド交通は相双地区、県北地区の自治体も多数採用しております。ただ、相双地区については東日本大震災以降、今稼働はしておりません。飯舘村も真剣に検討すべきではないかと思いますが、その辺を再度伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 今お話がありましたようなデマンド交通、小高町が発祥で、福大の先生がその組み立てをしたという話は何年か前に聞いておりまして、大変すばらしい交通網だと思っております。

一番は、やはり財源の問題なり事業について、どういう事業がうまく取り入れられるかということですので、多分これから避難解除になった各自治体とも、住民の足をどうするかというのが各自治体から上がってくる、あるいは国としても考えなければならないと、こういうことですので、そういう中に、当然いろいろな事業が出てくると思いますし、出るように進めなければならないと思いますから、そのときに、もっと一人一人に寄り添った形のデマンド交通をやっていければ、巡回という形になればいいと、こう思っていますが、今とりあえず国から出てきた事業がサポートセンターで、その中で一人一人の足を確保できると、こういうことですので、今何とか9月1日オープンで、ある程度の人数の確保ができそうでありますので、その人たちによって一人一人どこにいつ行きたいんだというところに寄り添っていければと、こんなふうに思っています。将来的にはもっともっといい制度ができるだろうと思いますから、デマンド交通も含めて真剣に考えていきたいと、このように思っております。

以上であります。

1 番（相良 弘君） このデマンド交通を提案したのは、実は商工会と福島大学の先生なんでございます。それで、そこからスタートしたんですが、なぜ商工会だったかというところ、今村長のお話があったように財源の問題があります。それで、日中はなかなか買い物に来ていただけない年寄りをどうするかというのが発想でした。それで、商工会と、飯舘村にはないんですがタクシー会社。タクシーは日中は案外暇なんです、夕方なんかは忙しいけれども。その日中を何とか利用できないかと。そしてもう一つは自治体、高齢者の福祉政策としてはいいのではないかとということで、3者が一体で始まったのがそもそもの始まりでございます。

ただ、統計的に見ますと、ほとんど買い物するから来てくれって呼ばないんです。大体は役場に用事があるとか、お医者さんに行くとか、そういうことが8割以上を占めておりました。ですから、今回も私が提案したのは、自治体として、そういう福祉政策としてそれがいいのではないかとということで、私は提案申し上げたわけでありまして。

それで、デマンド交通が導入されるかどうかはわからないんですけれども、現在県北地区では何か所か導入しておるところもあります。高齢者の方がその地区の仮設住宅に入居しております、ご婦人の方ですけれども、私は運転免許はない、ご主人はもう高齢なので運転はさせたくないということで、そこから利用券などを持っていたのを私見せていただきました。それで、大変助かっていましたと。

私行ったときに、飯舘村は何か交通手段を考えているのかということも聞かれましたのできょうの質問をさせていただいたわけですが、県北地区といってもここから近いですので、導入するしないにかかわらず、どんな問題点があるのか、どんな課題があるのか、やはり一度検証すべきではないのかと考えております。その考えがあるかどうか、お聞きします。

村長（菅野典雄君） その当時、非常に斬新的なことだということで、新聞紙上で読んでいたところではありますが、こうしてそれぞれにかかわったようなお話が聞けて、本当に参考になりました。

今、ほかでそういうのをやっているとすれば、見る価値はあると思いますので、ぜひ見させていただきたいんですが、多分、ただ、タクシー会社とかそういうのは、全くこれは飯舘村にはないわけでありまして、そうしますと、やはりある程度自治体なり商工会なりが中心になってやる。そのときに、どれだけそのやはり財源的な確保ができるかというところが必要なんだろう、住民の皆さん方に経費の全て運賃として払ってくださいますというわけにもいきませんので、その点で、一方でそういう事業を、やはりこれから絶対こういう避難をしたところで、お年寄りだけが割と多く帰ってくるころは必要なんだというのをやはり国にしっかりと訴えて、事業をつくっていただけるように、あるいは見つけていただけるようにしていきたいと思っております。

多分、この流れの中で、今回の9月1日の中に、個人のいわゆる運転事業も、いいという項目が盛り込まれた、このように考えていますので、とりあえずこれをやりながらいろいろ勉強もさせていただきたいと、このように思っております。

以上であります。

1番（相良 弘君） そうということで、高齢者にとっては足は大変重要だと思いますので、ぜひとも真剣にご検討いただきたいと思います。

続きまして小学校の問題ですが、各小学校は補助対象施設ではないかと思うんですけれども、利用について何か制限などがあるのかどうか、お聞きします。

教育長（中井田 榮君） ご承知のとおり、学校施設につきましては文科省の関係の施設でありますので、そういった方向に今後とも使っていくように、先ほどお答えさせていただきましたように、今後ふえたらというようなことで、基本的には改修をというようなことでありますけれども、学校再開の改修委員会の中ではそういった利活用もあるのでは

ないかというような答申もいただいておりますので、今後地元、行政区とも、さらには議会ともご相談の上、利活用については十分に検討してまいりたいと考えております。

1 番（相良 弘君） 利活用については改修が基本だということですがけれども、例えばほかのいろいろなコミュニティーセンターなどを利用する場合に、その場合に何か制限があるかということなんです。

村長（菅野典雄君） 間違いなく制限があると思います。ですから、そこをどういうふうにかこれからいろいろな形で乗り切るかというのが村の重要な課題だと思っています。

3つの大切な公共施設でありますから、今のところやはりもう一度簡単にでもリフォームしておく必要があるだろうと。この七年、八年が使わなかったわけでありまして、そういう意味で、教育委員会としてはやはり学校施設として使うと、こういう話でいるわけですがけれども、現実にはそう簡単ではないわけでありまして、そこをどういうふうにより村の復興のために活用していくかということになると、多様な使い方を考えていかなければならないと思います。そのときにどういう、いわゆる規制についてやっていくかということかという気はします。

よく、あちこちで廃校にってしまうとそういう可能性もできるというのは、多分あると思いますが、それは廃校にしない中で、できるだけやはり国の事業を使ってリフォームなり何なりをしていくということが大切なんだろうと思いますので、今まで飯館村もいろいろな規制を、その都度その都度お願いをしたり、こちらでアイデア、あるいはこういう方法でということ、それをクリアしてきましたから、これからも教育施設を別なものに使うということになれば、そこにやはりいろいろな国と村との信頼関係なり、あるいはそういうものは絶対に必要だろうと思っています。

そういう中で、しっかり有効に活用していきたいと、このように考えているところであります。

以上であります。

1 番（相良 弘君） この有効的な利活用については、以前に飯館中学校改修推進委員会でも検討したということなんですけれども、やはり小学校は地域にとっては文化の一つでもあります。それで、利活用する際は、そういう役場内とかではなくて、地域との懇談会あるいは説明会などで理解を求めると。それで、その中から意見なり要望が出ると思いますが、それは必ずしも実施しなくてもいいんですけれども、そういう機会はぜひ必要ではないかと思うんですけれども、お伺いします。

村長（菅野典雄君） 村の施設であっても、今おっしゃったように、やはり地域にとっても大切な大切な、やはり地域の核でありますので、ただただこちらの都合だけで進めるということでは全く皆さん方の理解は得られないと思いますので、その都度その都度こういう話があるんですけどもどうでしょうかと、こんなような形でいきたいと思っています。

村には結構、グラウンドであったり、建物であったり、その他いろいろな施設なり土地がありますので、それをその都度、この復興のために有効に使うということになれば、やはりいろいろなことが考えられる。それが住民に納得していただける、その努力はやはりしっかりしていかなければならないと、このように思って、今あるところもあるわ

けではありますが、今そういう懇談会などもすでにやらせていただきながら、これから進めていこうと、このように考えているところであります。

全くおっしゃるとおりでありますので、その意を用いて頑張っていきたいと思えます。

1 番（相良 弘君） 懇談会の中では必ず出ると思うんですけども、私は民間企業が貸してほしいとか、そういうものをやはり制限を設けるべきではないかと。例えばコミュニティーを図る場所だとか、村民がみんなで利用する場所だったらいんですけれども、ある企業の一部がそれを工場にしまったり、そういうことについての制限についてはどう考えておりますか。

村長（菅野典雄君） いろいろな話がこれから来るだろうと思えます。それは総合的に考えるしかないんですが、確かに地域のコミュニティーを維持する核でありますから、それは全く大切なんですが、やはりそれと合わせて村の復興をどうしていくか、村のこの行政は総合商社です。いわゆるコミュニティーもありますが、経済もありますし、また福祉もありますし、いろいろな分野があるわけですから、そこをやはり総合的に勘案して、これはやはりこれでもいいんじゃないかということになれば、その話を住民の皆さん方と話をさせていただいた中で、ある程度 of 了解を得られた中で進めていくと、こういうことでもありますので、どうしてもやはり地元としては、入った会社なり何なりは全く地元は何の役にも立たないという話になる可能性もありますけれども、そのときは当然もうちょっと何か考えられませんかというようなことも、村としての条件としてつけ加えられるのではないかと、このように思っているところであります。

以上になります。

1 番（相良 弘君） それで、これからも小学校の利用については、地域の住民、村民と十分理解を深めた上で、納得の上で進めていっていただきたいと思えます。

簡単ですが、私の質問をこれで終わります。

◎散会の宣言

副議長（飯樋善二郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時28分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年8月30日

飯 館 村 議 会 副 議 長

飯 樋 善 一 郎

同 会議録署名議員

松 下 義 喜

同 会議録署名議員

伊 東 利

同 会議録署名議員

相 良 弘

()

()

平成29年9月8日

平成29年第9回飯館村議会定例会会議録（第3号）

平成29年第9回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成29年9月8日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成29年9月8日 午前10時00分				
	閉議	平成29年9月8日 午前11時53分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席8名 欠席1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	相良 弘	○	2	高野 孝一	○
	3	渡邊 計	○	4	菅野 新一	○
	5	北原 経	○	6	松下 義喜	○
	7	伊東 利	○	8		
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	△
署名議員	2番 高野 孝一		3番 渡邊 計		4番 菅野 新一	
職務出席者	事務局長 但野 正行		書記 北原 美樹		書記 草野 健太郎	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野 典雄	○	副 村 長	門馬 伸市	○
	総務課長	愛澤 伸一	○	住民課長	細川 亨	○
	健康福祉課長	齊藤 修一	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	建設課長	高橋 祐一	○	飯野支所長	高橋 正文	○
	教育 長	中井田 榮	○	教育課長	村山 宏行	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	代表監査委員	高橋 賢治	○
	農業委員会会長	菅野 宗夫		農業委員会局長	石井 秀徳	
選挙管理委員会 委員長	高野 京子		選挙管理委員会 書記長	愛澤 伸一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年9月8日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 陳情第3号審査報告
- 日程第 4 陳情第4号審査報告
- 日程第 5 発議第 2号 平成22年議案第105号 社団法人福島県林業公社分収造林の
分収割合等の変更について
- 日程第 6 発議第 3号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報
告について
- 追加日程第 1 発議第 4号 森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書（案）
- 日程第 7 議案第85号 平成28年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第86号 平成28年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第 9 議案第87号 平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第10 議案第88号 平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第11 議案第89号 平成28年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第90号 平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第13 議案第79号 平成29年度飯館村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第80号 平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第81号 平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第82号 平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第83号 平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第84号 平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第91号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第92号 飯館村公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第93号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第22 議案第94号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対す
る介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第95号 飯館村役場飯野支所設置条例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第96号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事
（13区トマト栽培用耐候性ハウス）請負契約について
- 日程第25 議案第97号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事

(7区肉用牛用施設)請負契約について

日程第26 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第27 閉会中の継続審査の件

日程第28 議員派遣の件

()

()

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

副議長（飯樋善二郎君） ただいまの出席議員8名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

副議長（飯樋善二郎君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本日村長から人事案件1件の追加議案が送付されております。

次に、発議第2号、平成22年議案第105号「社団法人福島県林業公社分収造林の分収割合等の変更の件について」、分収造林の分収割合等調査特別委員会から、発議第3号、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会から、お手元に配付のとおり報告書が提出されております。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。8月30日、総務文教常任委員会が陳情第3号の審査のため、同日、産業厚生常任委員会が陳情第4号の審査のため、委員会が開かれております。次に、9月5日に議会運営委員会が日程等の議会運営協議のため開催されております。次に、決算審査特別委員会が9月4日から5日までの2日間開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣状況であります。お手元に配付の報告書のとおりでございます。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

副議長（飯樋善二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 高野孝一君、3番 渡邊計君、4番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

副議長（飯樋善二郎君） 日程第2、村長の追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をいたします。

諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

飯館村飯樋字西原140番地、藤井美奈子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、その意見を求めるものでございます。

以上が今回提出いたしました追加議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第3、陳情第3号審査報告

副議長（飯樋善二郎君） 日程第3、陳情第3号「森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書」の提出を求める陳情書の件についてを議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました、陳情第3号「森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書」を国に提出を求める陳情書について、8月30日に委員会を開き、慎重に審査をしました結果について報告します。

本陳情の趣旨は、国土の7割を占める森林は国土の災害保全、水源の涵養、地球温暖化等多面的な機能を有し、国民全体に大きな恩恵をもたらしてきましたが、長く続く林業の低迷により間伐等森林の手入れが行き届かず荒廃が進み、森林が保全する多面的機能が十分に果たせていないのが現状であります。森林の保全は国民全体が恩恵を受けることから、全国民を対象とした国税版の森林環境税（仮称）を創設し、森林の荒廃が進み保全が必要な山間部、市町村に再配分する仕組みであります。

このような中で、自民党税制調査会が昨年末に地球温暖化対策の一環として市町村の森林整備を支援する森林環境税（仮称）の創設方針を固め、税額や導入時期などの具体的な制度設計は2018年度税制改正で結論を得るとしました。つきましては、本年暮れの政府税制大綱の森林環境税（仮称）実現に向けて意見書を政府機関に提出してほしいとの願意であります。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

副議長（飯樋善二郎君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから陳情第3号「森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書」の提出を求める陳情書の件についてを採決します。

陳情第3号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第4、陳情第4号審査報告

副議長（飯樋善二郎君） 日程第4、陳情第4号「飯館村の森林再生と林業振興を村政に求める陳情書」の件についてを議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長（北原 経君） ただいま議題になりました、陳情第4号「飯館村の森林再生と林業振興を村政に求める陳情書」について、8月30日に委員会を開催し、担当課長からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。その結果について報告します。

本陳情の趣旨は、住環境除染に伴うイグネ材搬出処理事業、里山除染事業、福島森林再生事業、森林労働者の社会保障、森林事業者の原発被災事業者事業再開等支援補助金新設に関しての村政に対する要請であります。

審査の結果、陳情の各事項は本議会としてこれまで国等へ要望してきた事項等とも一致するもので、その趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

副議長（飯樋善二郎君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから陳情第4号「飯館村の森林再生と林業振興を村政に求める陳情書」の件についてを採決します。

陳情第4号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第5、発議第2号 平成22年議案第105号 社団法人福島県林業公社分収造林の分収割合等の変更について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第5、発議第2号「平成22年議案第105号 社団法人福島県林業公社分収造林の分収割合等の変更について」の分収造林の分収割合等調査特別委員会報告についての件を議題といたします。

お諮りします。本件についての委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定によって省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員長の報告を省略することに決定しました。

これから、発議第2号についてを採決します。

本件は、報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号「平成22年議案第105号 社団法人福島県林業公社分収造林の分収割合等の変更について」の委員会の報告についての件は可決されました。

◎日程第6、発議第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報告について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第6、発議第3号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報告について」の件を議題といたします。

副委員長の報告を求めます。

東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会副委員長（松下義喜君） 当委員会に付託された調査事件は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故により、政府災害対策本部による計画的避難区域指定により、全村避難を余儀なくされた村民の一刻も早い帰村と復興に向けた取り組み等の調査のため、平成23年7月27日に設置された委員会であります。

平成29年3月31日に、帰還困難区域の長泥行政区を除き避難指示解除がなされました。さらに、国は福島復興再生特別措置法の改正により帰還困難区域の早期避難解除を目指すこととなり、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力事故災害も新たなステージを迎えています。全ての課題が解決したわけではありませんが、一定程度復興の進展は見られたものと確認するものであります。

なお、現在の課題としては、次の8項目が残されているものと総括いたしました。

- 1、森林除染と木質バイオマス施設整備
- 2、村民の生活保障
- 3、損害賠償による生活保障
- 4、河川、ダム、ため池の除染
- 5、村民の健康保障
- 6、福島原子力発電所の全基廃炉
- 7、農産物の風評被害対策と補償
- 8、賠償から生活支援への制度化

この後の原子力事故災害に関する事件は、全員協議会にゆだねることといたしました。

以上、このたびの原子力事故災害に当たり、多くの方々からの支援等をいただいていることに対し深く敬意と感謝を表し、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報告とします。

以上です。

副議長（飯樋善二郎君） これから副委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

副委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報告について」の件を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報告について」の件は可決されました。

◎休憩の宣告

副議長（飯樋善二郎君） ここで暫時休憩いたします。

再開は10時45分とします。

（午前10時19分）

◎再開の宣告

副議長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前10時45分）

事務局長に報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

休憩中に全員協議会が開催され、発議第4号、森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書（案）が提出者松下義喜議員から議長に提出されました。

以上であります。

副議長（飯樋善二郎君） ただいま報告のとおり、発議第4号が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号、森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書（案）を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1、発議第4号 森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書（案）

副議長（飯樋善二郎君） 追加日程第1、発議第4号「森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番（松下義喜君） ただいま議題となりました、森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書（案）を、朗読をもって提案いたします。

我が国の森林は、国土の7割を占め、国土保全、水源の涵養、地球温暖化防止等多面的機能を有しており、国民全体にさまざまな恩恵をもたらしている。これらの機能を十分に果たすためには、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。市町村主体の新たな森林整備を進める財源として、森林環境税（仮称）の創設に向けて検討が進められているところであるが、森林整備を進めていくことは国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生に大きく貢献するものである。

以上のことから、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、市町村が継続的に森林の整備、保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税（仮称）

を早期に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月8日

福島県相馬郡飯館村議会議長 大谷友孝

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣宛てであります。

副議長（飯樋善二郎君） これから、提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

よって、発議第4号「森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号「森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7、議案第85号 平成28年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 8、議案第86号 平成28年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9、議案第87号 平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10、議案第88号 平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11、議案第89号 平成28年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12、議案第90号 平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

副議長（飯樋善二郎君） 決算審査特別委員会に付託しておきました日程第7、議案第85号「平成28年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、議案第86号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第9、議案第87号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第10、議案第88号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第11、議案第89号「平成28年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第12、議案第90号「平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上6議案について一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました議案第85号「平成28年度飯館

村一般会計歳入歳出決算認定について」他、議案第90号まで、特別会計5議案の決算認定審査のため、9月4日から5日の2日間にわたり、6人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私松下義喜、副委員長に菅野新一委員が選出され、慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告します。

本特別委員会の審査の経過であります。9月4日は、各課長等から担当する事務、事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月5日は、決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、監査委員の決算審査意見書等をもとに、村長等に対し総括質疑を行いました。

質疑においては、各会計における収支並びに執行に当たっての基本姿勢と成果及び事業の効果などを確認、さらに今後の方針等をただしました。質疑の主なものは、村内の防犯対策、不用額、未執行額や、繰り越し事業についての予算化のあり方、寄附金の取り扱いと会計処理方法、健康管理、森林資源活用方針等についてでありました。

以上のほかにも、多くの事業に係る意見・要望・指摘がなされました。本決算では、平成27年度からの繰り越し事業を含め、全会計で歳出総額127億円を越す決算となりました。本年3月31日の避難指示解除を見据えた生活基盤の整備、コミュニティーの回復などなど、村民の安全、安心を担保するための事業や、なりわいを取り戻すあるいは新しく構築する事業の取り組みもありました。本決算の結果を踏まえて、十分ではなかった事業等について、来年度予算、事業展開に反映いただきたいものと思います。

以上を踏まえ、結果、議案第85号「平成28年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第86号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第87号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第88号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第89号「平成28年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第90号「平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の6議案については、本決算期で6年余りの長期にわたる全村民避難中の過酷な執務状況が続く中で、各種事業ともおおむね目的に沿って執行されており、教育環境の再構築を初め、村民のきずなの継続や福祉向上、安心・安全を担保する生活環境対策と健康管理など、多くの事業に力を注ぐ姿勢を評価し、適切であると認め、各会計とも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定したので報告します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

副議長（飯樋善二郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから、議案第85号から議案第90号までの各議案に対する討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第85号「平成28年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決

します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第85号「平成28年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第86号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第86号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第87号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第87号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第88号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第88号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第89号「平成28年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第89号「平成28年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」

は、認定することに決定しました。

これから、議案第90号「平成28年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第90号「平成28年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

◎日程第13、議案第79号 平成29年度飯舘村一般会計補正予算(第5号)

副議長(飯樋善二郎君) 日程第13、議案第79号「平成29年度飯舘村一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

1番(相良 弘君) 補正予算の27ページになります。

共同店舗についてお伺いいたします。この共同店舗につきましては、官設民営ということで、運営は商工会に任せるとのことなんですが、ただ数字的に見ますと大変厳しいという気もしております。

村では、運営についてはそんなに口出しはしないということなんですが、その不安を取り除くために専門家、中小企業診断士等を招いて指導、支援をする考えはあるのかどうかお伺いします。

村長(菅野典雄君) 今そのような話は官民合同チームと申しますか、新しく名前は変わったんですが、そこに申し入れをしております。場合によっては村である程度の経費も持ちますからぜひお願いしたいと、このような話をしておりますので、どうなりますか、なおこちらからも再度お申し入れていきたいと思っております。

以上であります。

1番(相良 弘君) 申し入れはしているということですが、以前お話を聞きますと、商工会のほうでも商工会連合会なりの指導を受けながらやっているということを知りました。ただ、それも余り効果が上がらなかったという話も聞いておりますが、多分その中小企業診断士は、商工会連合会が抱えている診断士だと思います。その診断士は主に小さな個別店舗指導であります。専門的なこういう共同店舗になりますと、今村長が言われたように、国なりなんなりで本腰を入れて、専門性の高い、早く言えばお金を少し出して診断しなければ、余り効果がないのかと思います。

というのは、レイアウトの問題あるいは経営指標の問題、そういうものを多面的に、2人ないし3人で診断するのが普通であります。そういうことを考えているのかどうか、お伺いします。

村長(菅野典雄君) 何としてもやはり進めなければなりませんので、そういう意味からすると、いわゆる何が今問題で進めないのかというところをしっかりとやはり打ち合わせなり、あるいは書類上なり、あるいは設計上なり、きちんとやはりしていけないといけな

いということになるので、ある意味では総合的なことができるコンサルタント業であれ何であれ、ぜひ紹介をしてほしいと。村としては、それに対する応援としては幾らでも考えています。

こんなような話をしているところでありますので、こうやって議会に上げさせていただいているわけでありますから、議決の後にはできるだけスピーディーにその辺の対応をできるようにしていかなければならないと、このように思っております。

1 番（相良 弘君） 今村長のお話があったように、側面からぜひ支援していただきたいと思っております。

次なんですけれども、次のページの29ページです。

教育総務費、18区分の中に備品購入費で145万円が上がっておりますが、今年の補正でどんなものを購入したいのか、お伺いします。

教育課長（村山宏行君） 新しい学校施設に入れます、情操教育の部分ということで、ブロンズ6体ということで計画しております。

1 番（相良 弘君） これで私の質問を終わります。

副議長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

5 番（北原 経君） 27ページ、委託料で、飯館村の新までいな創出の事業について、242万円。これ、新たに特産物を見出すということなんですけれども、この委託に対してのメンバーとか、どのような方向で進めていくのか聞かせてください。

復興対策課長（中川喜昭君） 27ページの新までいな産品創出事業の内容でございますが、今現在村内でも特産品づくりということで各個人的な活動の中でやっているというようなことであります。今回、までい館もできたということでありまして、販売先等の確保はできるのかということではあります、今ここの部分で出している部分を、もう少し詰め合わせ的なものをやるとか、そういうものを考えていってはどうかということではあります。

県のPR事業の補助事業を受けて考えるということではあります、メンバーについては委託をするということではありますので、これからその業者等を考えていきたいと思っておりますが、やはり産品をつくった後販売までできるような体制にしていければと。例えば、ほかの業者がつくったものを、今度村がそれらを手配するとかそういう部分ではなくて、販売先等が確保されていて、そこで産品づくりなどができればというような思いでいるところであります。

以上であります。

5 番（北原 経君） 全くこの事業は大切なことであります。やはり、今後村に何を作付してなりわいを営んでいくかということにつながるものですので、これは今頑張っている方、もしくはよいノウハウのある村内の方でもよろしいですので、いろいろな方向に目を向けていただいて、きちっとした形で進んでいくようお願いしたいものだと思っております。

以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 今ご質問のとおり、今まで頑張っている方々との連携とか、あ

とは新規的なものもあるかと思っておりますので、対応してまいりたいと思います。

副議長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

2番（高野孝一君） 17ページ、19款諸収入の1節総務費雑入、5,696万7,000円が東京電力損害賠償金が計上されております。たしか、平成25年度で村として東京電力に約2億円強の損害賠償を請求した経緯がありまして、その後若干の収入が入った経緯がありますが、この説明によれば、平成23年度の簡易水道事業及び平成23年度の農業集落排水事業の使用料の減収分だという説明であります。

つきましては、2億円を超える請求の中で、ようやく平成23年度の減収分として約4分の1強の金額が賠償されたわけなんですけど、残りの分についてはどのような、あるいは平成24年度以降の対応はどのようにされているのか、状況をお伺いします。

総務課長（愛澤伸一君） 東京電力に対する地方公共団体の賠償につきまして、現在国のほうで財物賠償その他の審査が行われていると聞き及んでございます。近々そういった国の方針が示されてくるのかとも思っておりますが、今般歳入のほうで決定しましたのは、今ほど議員おただしのとおり、平成23年度における簡易水道事業と農業集落排水事業の使用料の減収分として賠償されるものでございます。

なお、この残りの部分といいますか、平成24年度から平成27年度までの部分については、まだ同様の趣旨で賠償がなされると聞いてございまして、今後の水道関係の賠償金については全体でおおよそ2億円程度が賠償されるものと想定しているところでございます。

その他のいわゆる財物等々については、現在国のほうで基準が間もなく示されるのかと思っております。そういった動向を踏まえて今後提示されてくるのかと思っております。

2番（高野孝一君） 確認しますけれども、平成23年度の損害賠償についてはこの2点のみで、その他には入っていないということでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） いろいろ多岐にわたって請求は行っておりまして、現在東京電力側と交渉は重ねているところでございますが、いずれにしても国のほうの賠償の基準が現在示されようとしていると聞き及んでおりますので、その中で全体としての賠償額が決まってくるのかと考えているところでございます。

2番（高野孝一君） 私が質問しているのは、平成23年度で若干の金額がついて和解しましたよね。それは入ったのか、入っていないのかというような点でお伺いしているものであります。

総務課長（愛澤伸一君） ちょっと今手元に細かい資料がなくて大変恐縮ですが、もう既に一部賠償されているところもございまして。平成28年度の決算においても若干の金額が計上されているところでございます。

2番（高野孝一君） 27ページ。

8款の土木費13委託料、1,524万8,000円が河川等の土砂撤去業務に計上されておりますが、説明によれば前田川1,600メートル、夏井川2,200メートルのうちのおおよそ2,000立米の土砂であるとの説明でありました。合わせて3,800メートル、3.8キロの中で何カ所ぐらいの場所を計画しているのかというようなことと、この土砂の堆積の運搬場所ほど

こになっているのかお伺いします。

建設課長（高橋祐一君） 河川等土砂撤去業務ということでのご質問ですが、これは生活環境整備事業ということで、今まで懸案事項でありました河川の土砂ということで、どうにか普通河川の一部を進めるという形になりまして、今回補正に上げたわけなんです、実質的に延長的な部分で3,800メートルということで表示はしてありますが、2,000立米ということで、まずモデル的な形で今回土砂を掘削、排除するという形になっています。

その土砂の行き先ではありますが、環境省との協議等をしてしておりますが、なかなか進まないのが現状でありまして、一時仮置きということも考えておりますし、小宮については今地元のほうと協議をして、一時保管する場所を協議をしているところであります。

2番（高野孝一君） そうしますと、あくまでもモデルとして、この2つの河川で、量的には2,000立米を上げるというようなことで、これから現地調査をして、2,000立米に至るまでの部分をどことどこどこを実施するというような、そういう計画で、具体的な、細かい部分の計画はないということでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） おただしのおりであります。2,000立米という部分での予算確保でありまして、延長的な部分、あと今言った場所的な部分については、現地調査をして緊急性の高いところを中心に進めていきたいと考えております。

2番（高野孝一君） そうしますと、前田川と飯樋川の合流地点、以前にも多くの土砂が堆積しまして上げた状況がありますけれども、やはり飯樋川でも結構まだまだ堆積している部分が多くあります。

そうすると、今の表現というようなことは、飯樋川は合流地点、前田川との合流地点はやるんですけれども、その飯樋川本体の部分についてはやらないという予定なんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今回の生活環境整備事業に関しましては、あくまでも普通河川という対象になっております。県とも今協議をしている中では、なかなか県でそういう事業がなくてできないという今状況でありまして、今般草刈り等も行っておりますが、やはりそれも県の事業がなくて、村で実施しているという状況であります。

それを踏まえて、まず村の普通河川を実施しまして、いずれは2級河川に関してもやはり堆積土砂を排除していかなくてはいけないという部分はありますので、そちらを進めてまいりたいと思っております。

ですから、今回に関しては、2級河川は普通河川の接続箇所のみという形になるかと思えます。

2番（高野孝一君） 続いて29ページ。

10款教育費、18の備品購入費については先ほど1番議員がただしましたが、ブロンズ像6体分だという答弁がありました。このブロンズ像、今まで交流センター並びにまでい館で整備されまして、いつもの先生の制作というような計画でよろしいのでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 今回入れますブロンズ像につきましては、先に交流センター等に入れました重岡さんの作品ではありません。やはりさまざまな作品、作家の方々、彫刻家の方々、そういった方のいろいろな作風等も学校の中に入れていたいと思っております。

今回につきましては全く別の作家ということになっております。

2番（高野孝一君） そういう中で、いつもの先生ではありませんという答弁ですが、ブロンズ像ですから外に置くのかと理解しているんですが、外内どちらで計画しているんですか。

教育課長（村山宏行君） 今回のものにつきましては屋内です。校舎の中に入れて、やはり重岡さんの作品もそうですが、やはり触っていただけるような、そんなものということで考えております。

2番（高野孝一君） 関連するんですけども、来年の4月に学校が整備されまして再開するわけですが、現在仮設にある幼小中それぞれに石像を初めいろいろなモニュメントがありまして、やはり心が和らぐというような思いというものでありますけれども、ああいう部分の今後の活用について今まで話がなかったように思っていますので、これの計画はどのような対応をなされるのでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 現在のところ、各施設改修をしてというところもありますので、具体的に中の彫刻等についての扱いについては、検討はまだされておられません。

ただ、議員おただしのおり情操教育の部分でそういったものを校舎の中に入れるというのは重要と思っておりますので、教育委員会の中でも協議をしながら今後検討してまいります。

2番（高野孝一君） 今校舎内というような部分はありますけれども、校庭とかグラウンドに結構ありますよね。これについては全然検討されていないということではよろしいんですか。

教育課長（村山宏行君） 個々のものについてどこにという、そういった検討はされておられません。ただ、前庭のほうにそういったモニュメントあるいは記念碑等が各学校にありますので、そういったものを設置する場所ということで、用地としては予定しているところでございます。

2番（高野孝一君） その用地は、今整備している計画の中ということになりますか。

教育課長（村山宏行君） おただしのおりであります。用地については今現在校舎の外構の中に確保しているということでございます。

2番（高野孝一君） そうすると、用地は確保したということは、その整備事業の中に新たに移動して設置する費用も含まれているということになっているのでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 具体的にどの石像を運ぶとか、ブロンズ像を運ぶとか、そういったところがまだ検討されておられませんので、今後事業の中で見ていくというふうになるかと思えます。

2番（高野孝一君） 先ほども申し上げましたが、立派なモニュメント、この6年の中で終わることなく、帰村しても有効に活用していただくことを要望して、終わります。

副議長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第79号「平成29年度飯館村一般会計補正予算(第5号)」を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第79号「平成29年度飯館村一般会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第80号 平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

副議長(飯樋善二郎君) 日程第14、議案第80号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第80号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第80号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第81号 平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

副議長(飯樋善二郎君) 日程第15、議案第81号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第81号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第81号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第82号 平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第16、議案第82号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第82号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第83号 平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第17、議案第83号「平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第83号「平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号「平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第84号 平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第18、議案第84号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第84号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第84号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第91号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

副議長(飯樋善二郎君) 日程第19、議案第91号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第91号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第91号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第92号 飯館村公告式条例の一部を改正する条例について

副議長(飯樋善二郎君) 日程第20、議案第92号「飯館村公告式条例の一部を改正する条例について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第92号「飯館村公告式条例の一部を改正する条例について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第92号「飯館村公告式条例の一部を改正する条例について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第93号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第21、議案第93号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（高野孝一君） 今回の改正は、上位所得層における部分についてが平成29年10月1日から減免の適用を除外するようであります。現在、この除外する件数の見込みと、この改正によって予算がどのように変化するかお伺いいたします。

住民課長（細川 亨君） まず、この1点目の減免から除外される世帯についてでございますが、現在のところ85世帯となっております。

予算については、国民健康保険税が当然収入のほうで増加します。その増加した分が国庫補助金のほうで減るということになっております。

以上です。

2番（高野孝一君） でありますので、プラス・マイナス・ゼロというようなことですか。私の予想ではプラスになるのかと思っておりましたが、いかがでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 国保税のほうがちよっと余計に集めるということがございまして、徴収率の部分もあるものですから、歳入のほうでは保険税のほうに歳入を計上しているということでございます。（「終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君） そのほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第93号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第93号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を

改正する条例について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第94号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第22、議案第94号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について」の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

2番（高野孝一君） 先ほどと同じく、本議案の対象人数をお伺いいたします。

健康福祉課長（齊藤修一君） 今回、新たに保険料の負担になる人数といたしましては、42名となっております。

以上です。（「終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第94号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について」の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第95号 飯館村役場飯野支所設置条例を廃止する条例について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第23、議案第95号「飯館村役場飯野支所設置条例を廃止する条例について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第95号「飯館村役場飯野支所設置条例を廃止する条例について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第95号「飯館村役場飯野支所設置条例を廃止する条例について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第96号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（13区トマト栽培用耐候性ハウス）請負契約について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第24、議案第96号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（13区トマト栽培用耐候性ハウス）請負契約について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第96号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（13区トマト栽培用耐候性ハウス）請負契約について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第96号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（13区トマト栽培用耐候性ハウス）請負契約について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第97号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（7区肉用牛用施設）請負契約について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第25、議案第97号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（7区肉用牛用施設）請負契約について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（高野孝一君） 本議案の説明によれば、8月4日、5者によって入札をしたという経過でありますけれども、まずもって辞退した業者はあるのかどうかお伺いします。

総務課長（愛澤伸一君） 5者指名いたしましたのが、うち2者が辞退いたしました。

2番（高野孝一君） そのような中で、落札率93.3%、2番札の差が1億9,000万円というような説明がありました。なぜこのような金額が生じたのか、仕様書に問題はなかったのかどうか、村はどのように考えているのかお尋ねします。

総務課長（愛澤伸一君） 入札ということでございまして、当日札が出てきて私どもも多少驚いたところではございますけれども、入札についてはこちらで用意しました設計書とほぼ変わらない金額での応札者がございましたので、入札としてはそのまま成立をさせていただいたところでございます。

2番（高野孝一君） ということは、3番札も1億9,000万円を超える札を入れたということ

で間違いないですか。

総務課長（愛澤伸一君） おただしのおりでございます。

2番（高野孝一君） 3者の中で2者も1億9,000万円を超えるような2番札、3番札が出たということに対しては、今回の入札の仕様書等々については、業者からの問い合わせ等についてはなかったということでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 問い合わせ等はございませんでした。

2番（高野孝一君） 入札については特に問題ないと思われませんが、結果的にそのような2番札、3番札との差が出たということの入札は、村はどのようにお考えなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 請け負った額以上の差が今回出たということなんです、今総務課長からもお答えしたように、設計仕様書等については問題なかったと認識しております。

この差額、かなりの額の差額が出たということは、以前にもそういう事例はありました。というのは、忙しくて仕事がとれないという業者、あるいは全くとる意思のない、辞退している人もいますけれども、とる気がない業者が札を入れる際になんかの差を設けて札を入れるということもままあることです。こんなに差があるというは余りないことですけれども、その差がかなり開くというのは、以前にもそういうことはあります。

ですので、入札ですので私らのほうとしては設計仕様書が正しければ、こちらが間違っていればこれは別ですけれども、正しければ札の入れる業者によっては高く入れたり低く入れたりするというのがあります。

最低制限価格というのはこちらは設けておりませんので、その際に、極端に設計額から低くとった場合などは、当然後で仕様どおりの材料を使っているとか、手抜き工事はないとか、そういうのは必ずチェックをすることにしていまして、今の入札の結果については私らはどうこう言える問題ではありませんが、設計仕様書が正しければ、こういう入札を応札された方は、それぞれ業者間でいろいろ思惑があつてこういう札を入れる場合もままあるということでもあります。

2番（高野孝一君） これは、5者のうち2者が辞退したというような実質的な部分があるわけですから、この説明する際に、5者ありまして2者辞退したと、辞退した者数とか業者数、加えてこれが何回目以降落札したんだと、そういう情報もあればいいのかと思っておりますが、この辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 説明、入札の回数というのは3回になっています。ですから、3回以上はない。3回で落札しなかったら、再入札といいますか、改めて入札のやり直しと。やり直しをする際は、札を入れた業者は外して、別な業者を入れて再入札するようになります。

説明資料としては、今ご質問がありましたので、その辺は別に差し支えない範囲では当然公表していいことだと思いますので、それは今後の資料として。

2番（高野孝一君） 資料の請求云々ではないんです。今5者上がって3者が対応したということですから、5者のうち2件は辞退しましたと、そういう情報があつてもいいのではないかというだけしたわけなんです。質問の仕方が悪い。

あと、もう一つは、その3回で不調になるなんていうのは十分わかっているんですが、

1 回目の入札で終わったのか、2 回目の入札をしたのか、3 回目で入札が終わったのかと、そういう説明もしてはどうかとただしたところであります。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりだと思いますので、私らもその辺の配慮に欠けていた、今までの説明のときにその辺は、3 回で落札したのか1 回なのかというのはわからないということでもありますので、その辺今後の、これからの議案の説明のときに、入札の説明のときに、今ご指摘のあった件については対応したいと思います。（「終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第97号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（7区肉用牛用施設）請負契約について」の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。
よって、議案第97号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（7区肉用牛用施設）請負契約について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第26、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。
討論を省略します。
これから諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を採決します。
お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。
よって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件は、同意することに決定しました。

◎日程第27、閉会中の継続審査の件

副議長（飯樋善二郎君） 日程第27、閉会中の継続審査の件を議題とします。
議会運営委員会から地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りします。議会運営委員会から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第28、議員派遣の件

副議長(飯樋善二郎君) 日程第28、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長(飯樋善二郎君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

副議長(飯樋善二郎君) これで本日の日程は全部終了しました。

長い間代理の議長ということで、皆様のご協力をいただきましてありがとうございます。

本日の会議を閉じます。

平成29年第9回飯館村議会定例会を閉会いたします。

長い間、ご苦労さまでした。

(午前11時53分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月8日

飯館村議会副議長

飯越善一郎

同

会議録署名議員

高野孝一

同

会議録署名議員

渡邊計

同

会議録署名議員

菅野新一

